

## 釜石市民体育館使用料

\*別途消費税額及び地方消費税額が加算になります。

### ◎アリーナ使用料（貸切）

区 分			貸切使用(1時間につき)	
入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学生、中学生及び高校生	全面	600円
			半面	300円
	一般	4分の1面	150円	
	その他の催しに使用する場合		全面	1,200円
			半面	600円
			4分の1面	300円
入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	小学生、中学生及び高校生	全面	1,200円
			半面	600円
	一般	4分の1面	300円	
		全面	2,400円	
		半面	1,200円	
		4分の1面	600円	
	その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	全面	4,800円
		半面	2,400円	
		4分の1面	1,200円	
		営利を目的とする場合	全面	9,600円
			半面	4,800円
			4分の1面	2,400円

### ◎アリーナ使用料（個人）

区 分	使用料（1人1時間につき）
小学生、中学生及び高校生	50円
一 般	100円

◎会議室使用料

区 分		使用料(1時間につき)
会議室1 会議室2	アマチュアスポーツに使用する場合	1室につき 200円
	その他の催しに使用する場合	1室につき 400円

◎付属の設備等使用料

名 称	単 位	使用料(1回につき)
放送設備	1式	1,000円
移動式ステージ	1台	100円
椅 子	1脚	10円
長 机	1本	20円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、入場料等を徴収しない場合とは、それ以外の場合をいう。
- 2 貸切使用とは、アリーナの全部又は一部を専用して使用する場合をいい、個人使用とは、アリーナの全部又は一部を専用しないで使用する場合をいう。
- 3 貸切使用の場合において、使用時間があらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、各区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 4 休館日に施設を使用する場合の使用料は、この表により算定した額の3割増とする。